

来年度から森林環境税が個人の住民税に年間1000円上乗せして徴収される。森林環境税は、市町村が国税として納税義務者から徴収し、「森林環境譲与税」として国から全国の市町村と都道府県に配分されることになる。

森林環境譲与税は、2019年度より、国から全国の市町村と都道府県に譲与されている。使途は、「森林の整備」「森林整備を担う人材の育成・確保」「普及啓発」、「木材利用（公共建築物等における木材の利用）の促進」等と定められている。

県では、林業専任の職員を配置している市町は少なく、多くの市町で執行体制が十分とは言えない状況にあるとされている。そのため、森林環境譲与税は、林業従事者や市町職員向けに適正な森林管理推進に向けた講座を行う「みえ森林・林業アカデミー」や、市町職員向けにアドバイザーによる研修会や相談、指導等を行う「みえ森林経営管理支援セン

ター」の開設などに利用されている。また、高校生を対象にした林業の職場体験研修やデータの整備なども行っている。

一方、県内市町では、森林整備や所有者への経営管理の意向調査、境界明確化及び林分調査等に多く使われている。尾鷲市では、21年度に三重大学と連携して、ドローンを活用した森林資源情報収集業務などを実施している。

県外ではさまざま取り組みが見られる。例えば、群馬県神流町では、21～22年度、地域内での木材の持続的な利活用を推進するため、町内の宿泊施設に木質バイオマス熱利用施設の整備を行うなど間伐材の活用体制の構築に使われている。

地域の状況に合わせて森林環境譲与税を活用している自治体がある一方で、ほとんど使われずに放置されている自治体もある。来年度から個人に課される森林環境税が、どのような施策に使われるのか注目したい。